

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 平成二十三年東北地方太平洋沖地震についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令

【掲載官報】	平成 23 年 4 月 15 日 特別号外 82 号 1 ページ
【法令番号】	平成 23 年 4 月 15 日 政令第 101 号
【管轄省庁】	農林水産省
【施行期日】	公布の日〔平成 23 年 4 月 15 日〕から施行
【制定の根拠】	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）第 2 条第 1 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項各号、第 7 項及び第 8 項、第 3 条第 3 項並びに第 4 条第 1 項
【法令のあらまし】	<p>1 平成 23 年東北地方太平洋沖地震を天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法が適用される天災として指定する。（第 1 条関係）</p> <p>2 1 の天災による被害農林漁業者等に貸し付けられる経営資金及び事業資金の貸付期間を定める。（第 2 条関係）</p> <p>3 1 の天災について利率年 3 分以内の経営資金の適用のある特別被害地域を指定することができる都道府県を定める。（第 3 条関係）</p> <p>農業及び林業について、岩手県、宮城県、福島県及び栃木県 漁業については、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、三重県及び高知県</p> <p>4 1 の天災による被害農林漁業者等に経営資金及び事業資金として貸し付けられる資金の融資総額を 175 億円とする。（第 6 条関係）</p>
【改正される法令】	なし